

住民要求の実現目指して

9月決算議会始まる

昨年度の町政の検証を

9月決算議会の日程と主な議案

本会議 3、4、5、8日、30日

- ・前半議会でパスポート事務を高槻市へ委託することを審議します。議員団は住民にとっては島本町直営ですの方が良いのではないかと考えています。
- ・清掃工場の施設改修工事請負契約の締結について審議します。契約金額1億9753万2000円 の大きな工事です。議員団は1日8時間燃やす焼却炉は効率が悪く炉も長持ちしないと問題提起しています。
- ・11人の議員（届け出分）による一般質問がされます。

総務建設水道常任委員会 10、11、12日 河野議員

- ・毎年災害に見舞われる島本町の防災についての問題、山の保全、田畑の減った市街地での雨水の地下への浸透を促す等、早急な対策が必要です。
- ・高槻市との広域連携の問題、人口3万人の町が自立していくためにも、住民の声を聞きながら、高槻市との良い関係を築いていく事が大切だと考えています。

民生教育消防常任委員会 16、17、19日 佐藤議員

- ・子ども子育て新制度の条例を審議します。
- ・島本町の学力テストはベネッセに委託しています。今年度の「情報漏えい」事件については、7月23日付で教育委員会から、株ベネッセコーポレーションより「島本町学習状況調査に係る個人情報については（省略）一切流出がなかった」旨の報告とお詫びがあったと報告を受けています。議員団は元々競争を激しくする「島本町学力テスト」は中止すべきと求めています。
- ・2013年度住民ホール廃止・今年度町立プール廃止、次々と社会教育施設が廃止されました。今後どうあるのが望ましいのか複数案を示して議論すべきです。

※他の問題についても住民に丁寧に説明して、住民の意見を良く聞いて町政を進める姿勢を求めています。

今回予定している一般質問

かわの恵子 青年期の障がい児、就業する障がい者の地域支援・自立支援策のさらなる充実を 他

2014年度予算で「障がい者グループホーム」への町単独助成を創設、また以前より就業者の雇用継続のための支援も。さらに地域でのくらし、自立を可能にするために、施策の充実を求めます。

佐藤かずこ 教育委員会制度について 他

安倍自公内閣によって「地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。

新教育長が設けられ、首長の教育へのかかわりが強化されます。教育の独立性が損なわれることが危惧されます。

日本共産党がみなさんにお届けします

島本民報

2014年 8月号 (通巻 第1373号) 発行：日本共産党・島本町委員会 TEL・FAX 962-4003

【連絡先】 かわの恵子 水無瀬2-3-3-506 ☎ 962-1708 メール：k-kawano@tcn.zaq.ne.jp 佐藤かずこ 若山台1-2-48 ☎ 962-6103 メール：satokiki0815@yahoo.co.jp

子ども子育て新制度 条例提案へ

住民・現場の意見を集め、保育の充実をもとめよう

日本共産党島本町会議員団は、緊急学習会などを通じ関係者の意見を集めて、教育委員会・教育子ども部の条例案策定作業に向け、8月1日付けで、保育士の配置基準は国基準を上回る島本の高水準を維持する、小規模保育事業については国の保育士資格要件では安心できず厳しい規制が必要である、学童保育室は今の水準を後退させない、ことなどをまとめた要望書を提出しました。15日付けで回答書が示され、9月会議に提案の条例案には、国を上回る独自の基準などが盛り込まれたものになっています。

三本の新しい条例を提案 来月4月の実施を目ざして各自治体は、国の子ども子育て新制度に基づく保育の関係条例を定めなければなりません。「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「島本町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」「島本町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を

9月議会で審査します。新たな「小規模保育事業」にも認可保育所並みの基準を！ 小規模保育事業とは、新制度で新たに位置づけられ、0歳から2歳までの子どもを、6人以上19人以下で預かる施設で、現在町内には該当する施設はありません。設置にあたり市町村の考え方で内容が大きく変わること、認可保育所の不足による乳児の待機児童対策や過密化解消のためと称して、質の低い施設が乱立すれば、子どもたちに深刻な影響を与えかねません。

国の参酌基準を 超えて保育士配置へ 6月議会で佐藤議員が要求 島本町では、現在3か所の認可保育園は保育士の配置基準を国基準より上乗せしています。この基準を小規模保育事業にも適用する内容になっています。具体的には小規模保育事業のA・B型では町と同じ配置基準、C型及び家庭的保育事業では国基準では0〜2歳児3人に対し家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士、

保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）1人で良いと国は示していますが、町基準は必ず2人以上、そのうち1人は保育士を配置することを規定しています。6月議会の一般質問で、佐藤議員が求めた「保育士の加配と質」が事実上盛り込まれた、子どもの安全にとって重要な規定です。引き続き関係者への丁寧な説明や、改善点を求めています。

